

白石・福富・有明3町合併協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、白石・福富・有明3町合併協議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び保管者)

第2条 公印の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その保管者は、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。

	公印の種類	公印保管者
庁印	白石・福富・有明3町合併協議会印	事務局長
職印	白石・福富・有明3町合併協議会会長印	事務局長
	白石・福富・有明3町合併協議会事務局長印	事務局長

(公印のひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(保管の方法)

第4条 公印の保管者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて施錠のうえ保管しなければならない。

2 公印は、保管者の承認を受けた場合を除くほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄の申請)

第5条 公印保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めた場合は、公印の調製(改刻)(廃棄)申請書(様式第1号)を杵島6町合併協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 公印保管者は、公印を改刻し、又は廃棄したときは、不要となった公印の使用を廃止した日から10年間保存しなければならない。

(公印の告示)

第6条 会長は、公印を調製し、改刻、又は廃棄したときは、公印の種類、用途及び印影並びに使用の開始又は廃棄の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第7条 公印保管者は、公印台帳(様式第2号)を備え、公印の種類、印影、その他必要な事項を登録しておかななければならない。

(公印の事故)

第8条 公印保管者は、公印の盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(公印の使用)

第 9 条 公印を使用するときは、押印すべき書類に決裁文書を添えて、公印保管者に提示し、その承認を受けなければならない(様式第 4 号)。

(公印の刷込み)

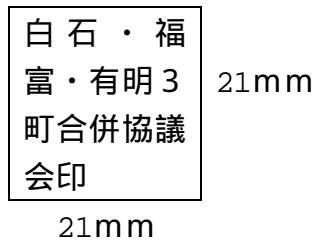
第 10 条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷することができる。この場合においては、刷り込みの都度公印保管者を経て会長に公印刷込み承認願(様式第 5 号)を提出して承認を受けなければならない。印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、公印保管者が保管するものとする。

附 則

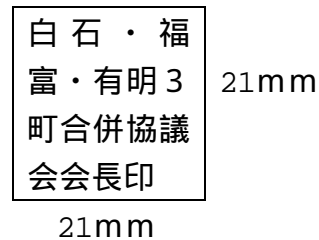
この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

別表 公印のひな形及び寸法(第 3 条関係)

白石・福富・有明 3 町
合併協議会印



白石・福富・有明 3 町
合併協議会会長印



白石・福富・有明 3 町
合併協議会事務局長印

